

(別紙)

様式 3

年 月 日

申請者 殿

●●労働局長

特定機械等の検査証有効期間延長申請審査結果通知書

年 月 日付けで検査証有効期間延長に係る申請があった特定機械等については、下記のとおり延長を認定しないこととしたので通知する。

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 延長を認定しない特定機械等及び認定しない理由
別添一覧表のとおり

備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に労働局長に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。